

令和8年度 労働安全衛生法に基づく特別教育講座開催のお知らせ

# 小型車両系建設機械（3t未満）運転特別教育



主催：(一社)飛騨地区労働基準協会連合会



駐車場などの除雪や小規模の工事現場等で使用される、機体重量が3トン未満の小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務に就かせる場合は、特別教育の実施が義務付けられています（労働安全衛生法第59条第3項/令別表第7第1号または2号/労働安全衛生規則第36条第9号/安全衛生特別教育規程第11条）労働安全衛生法では次（※）のように規定していますので、この機会にぜひ受講をお勧めします。

※ 機体重量3トン以上の車両系建設機械の運転業務には、「車両系建設機械運転技能講習」を修了した者でなければ業務に就かせてはならないと定められています。この「技能講習」の資格を取得するには、連続して6日間の日程を要しますが、今回実施する「特別教育」を修了し、3ヶ月間の実務経験があれば、学科・実技の一部免除があり、「技能講習」は2.5日の日程で取得でき、また費用の面でも節約できます。

※受講料の額には、テキスト代及び消費税10%を含みます。

開催日程

令和8年9月1日(火)・2日(水)

午前8時30分～午後5時00分

実施場所

学科・実技：高山自動車短期大学（〒506-8577 岐阜県高山市下林町1155番地）

受講料

当労基協会連合会 会員1名につき 18,500円（内消費税1,681円）

非会員 1名につき 20,500円（内消費税1,863円）

受講定員

20名（定員になり次第締め切らせていただきます）

受講資格

なし

受付期間

令和8年7月2日（木）より受付開始

## カリキュラム

日程等	講習科目	講習時間	
第1日目	学 科	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間
		作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2時間
		運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
		関係法令	1時間
第2日目	実 技	走行の操作	4時間
		作業のための装置の操作	2時間

※ 実技教育には、運転に適した服装と共にヘルメット・安全靴及び手袋を持参して下さい。

## お申込み

裏面の受講申込書に所要事項を記載し、下記によりお申込み下さい。

- ◆ 自動車運転免許証等本人確認(氏名、生年月日、住所)ができる書面(写し)を添付して下さい。
- ◆ 受講料のお支払方法は銀行振込みのみとなっております。下記の指定口座へお願いいたします。  
振込口座：十六銀行 高山支店  
普通預金：0668241  
口座名：一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
- ◆ インボイス対応  
請求書又は領収証発行をご希望の場合は、申込の際にご連絡をお願いします。
- ◆ 講習開始日の2日前までにキャンセルした場合に限り、受講料をご返金いたします。(この場合振込手数料を差引いた金額をご返金します)
- ◆ 受講者が定員に満たない場合は、中止とすることがあります。
- ◆ 申込先

〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階  
岐阜労働局長登録教習機関

一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会

TEL：(0577-32-2453) FAX：(0577-36-0350)

# 小型車両系建設機械運転特別教育 受講申込書

講習日		令和8年9月1日～2日 開催分			
受講者	フリガナ		修了証に旧姓等併記希望の場合 併記する旧姓氏名又は通称		写真貼付欄  裏面に氏名を 記入し、全面の り付けして貼付 して下さい 3.0cm×2.5cm
	氏名				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			
	住所	〒□□□-□□□□			
		【連絡先】 電話・携帯 ( )			
勤務先	事業場名				
	所在地	〒□□□-□□□□			
	連絡者名		電話番号	( ) -	
	当連合会会員区分	1. 会員 2. 非会員			

令和 年 月 日  
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会 殿

受講番号

No.

1. 写真の裏には、必ず氏名を記入して下さい。
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
3. 旧姓等の併記を希望する方は、戸籍謄本、旧姓（通称）を併記した住民票、運転免許証等いずれかの公的証明書を添付して下さい。

**受講に必要な書面を貼り付けて下さい。**  
(本人確認のための自動車運転免許証等の写し)

表	裏
---	---